

## EU 向け盆栽・植木類に係る検疫条件の変更について

平成24年3月23日  
農林水産省植物防疫所

今般、EUはゴマダラカミキリ属の1種 (*Anoplophora chinensis*) の検疫条件に係る規則を改正し、これまでの対象植物にバラ属、ミズキ属及びサンザシ属の植物を追加しました。

このため、平成24年3月3日以降、EUに輸入される当該3属の植物については、これまでもカエデ属等植物の検疫条件として実施されている、網室内での2年間の栽培地検査等が必要となります。

### *A. chinensis* の寄主植物に対する主な検疫条件 (下線部が今回の改正点)

#### 1. 対象植物

カエデ属、セイヨウトチノキ、ハンノキ属、シラカンバ属、クマシデ属、カンキツ属、ハシバミ属、シャリントウ属、ブナ属、サルスベリ属、リンゴ属、スズカケノキ属、ハコヤナギ属、セイヨウバクチノキ、ナシ属、ヤナギ属、ニレ属、バラ属、ミズキ属及びサンザシ属の栽植用植物(合計18属2種)。

ただし、幹の太さが1 cm 未満のものは対象から除外。

#### 2. 措置の内容

以下の条件を満たした生産園地で、輸出前2年間栽培する。

- ① 生産園地は、植物防疫所の登録を受けること
- ② *A. chinensis* が侵入する可能性のない温室又は網室内で栽培されること
- ③ 年2回、植物防疫官の検査により *A. chinensis* の発生が確認されないこと

・本情報にかかる EU 側ホームページアドレス

[http://members.wto.org/crnattachments/2012/sps/EEC/12\\_1029\\_00\\_e.pdf](http://members.wto.org/crnattachments/2012/sps/EEC/12_1029_00_e.pdf)

・各植物防疫所の連絡先

<http://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/outline/index.html>